

運用商品提供数の上限に関する論点および資料

運用商品提供数の議論を踏まえた論点①

〈運用商品提供数の上限〉

- 運用商品提供数については、委員からは、「エビデンス上はっきりしているため30本～40本の間くらい」、「35本～40本は多すぎる」、「上限は超えてはいけない数字であることを配慮して35本」との意見があつたところ。

⇒ 例えば、企業型年金にかかる商品提供数の上限を35本としてはどうか。 (政令)

※ 制度が根付く過程で加入者の行動性向が変わることがあるため、モニタリングを行い、法施行後の経過措置（法施行から5年を超えない期間内は、施行前に提示していた運用商品数を上限とする）終了後、一定期間経過後に、運用商品提供数の法令上の上限を検討してはどうか。
- 個人型年金でも企業型年金でも加入者が提示された商品から選択するという点は共通であるため、個人型年金についても、企業型年金を参考に、同水準の上限としてはどうか。 (政令)
- 法令上、運用商品提供数の上限が設定されても、(今後の運用商品の追加等も念頭に)上限一杯まで設定することではなく、企業及び従業員が真に必要なものに限って、運営管理機関と労使が主体的に設定することにしてはどうか。

※ 運用商品提供数の上限の根拠として、全運用商品を構成する各運用商品の種類や運用手法（アクティブ・パッシブ）のそれぞれの本数を制限すべきとの意見があるが、加入者属性や継続投資教育の実施状況等を踏まえ各社の実情に応じて設定しており、ある程度その判断にゆだねるべきではないか。

※ 既存制度と法改正後の制度につき、別々に運用商品提供数の上限を設定してはどうかとの意見があつたが、法施行後の経過措置（法施行から5年間は、施行前に提示していた運用商品数を上限とする）が設けられていることから、当該経過措置期間内に運用商品を厳選した上で、統一的な基準とすることを想定していると考えられるがどうか。

運用商品提供数の議論を踏まえた論点②

〈運用商品の考え方〉

- 運用商品提供数の考え方については、現在、運用の指図を行う対象ごとに1本ずつ数えているが、（一の運用方法である）指定運用方法に適用する場合に、基本的に加入者が選択するものが一意に決まるターゲットイヤー型のみ、まとめて1本と数えることとしてはどうか。（政令）

〈運用商品の提示にあたって併せて講じる措置〉

- 加入者が運用商品の選択をしやすくするために、運用商品の提示にあたって併せて講じる措置として、運用商品の提示における見せ方が重要である。このような措置として、個別の運用商品に推奨との関係に留意しつつ、次のような提示の工夫をしてはどうか。
 - ・従来の個々の商品の選定理由に加え、運用商品の全体構成に関する説明をする。
 - ・一般的な指標によるパッシブ運用の投資信託を一括りにして「基本的な運用商品」等、アクティブやオルタナティブを一括りにして「応用的な運用商品」等と示す。
 - ・一目で比較できたり運営管理機関ごとに差がないような提示をすることで、加入者が自ら気づくことができるようるために、運用商品を一覧に並べるものの中で、投資信託の種類（伝統的4資産等）、パッシブ・アクティブの区分に加え、手数料（投資信託の販売手数料率、信託報酬率、信託財産留保（額）率、保険商品の解約控除、等）を示す。

運用商品提供数の議論を踏まえた論点③

〈運用商品の除外の際に実務上留意すべき点〉

- 運用商品の除外の際に、実務上、以下の点に留意してはどうか。
 - ・除外する商品を決定する考慮要素（信託報酬の水準、運用成績、除外後の運用商品全体の構成、手数料、当該商品の指図者数 等）や加入者への情報提供の内容等

〈労使や運営管理機関等の関与・工夫について〉

- 加入者が運用商品の選択をしやすくするために、単に運用商品上限数の設定だけなく、商品の具体的な選定、投資教育、運用指図をしない者への対応や運用商品除外等について、加入者のために労使や運営管理機関等が工夫して取組むこととしてはどうか。

(参考)運用商品提供数と加入者行動の調査

(調査の前提)

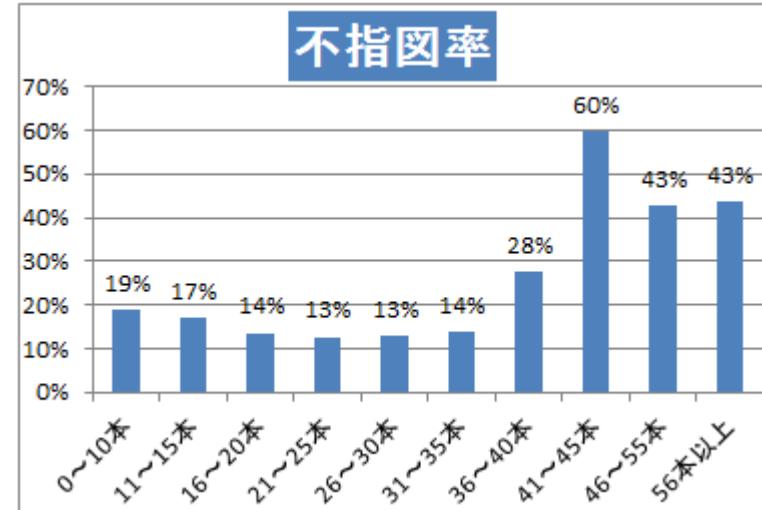
- ・データ基準日：平成29年1月時点
- ・デフォルト商品：現行制度下において、規約によりあらかじめ定められた運用方法
- ・不指図の定義：デフォルト商品が適用されていることで、運用の指図を行っているとみなされていることを、ここでは「不指図」とする（以下、本データに基づく「不指図」の語について同様）。また、「不指図」の運用を続けている加入者を、「不指図者」とする。なお、デフォルト商品になっている商品に運用の指図を行いたいと思っている者は、運用の指図を行わなくてもデフォルト商品が適用されることになるため、不指図者の中には、意図的に不指図者となっている者も存在すると思われる。
- ・入手データの内容：記録関連運営管理機関3社（SBI ベネフィット・システムズ株式会社、損保ジャパン日本興亜D C証券株式会社、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（五十音順））分の企業型年金のデータ基準日時点の全加入者データ。各事業主ごとに、制度実施時期、運用商品提供数、加入者数及び不指図者数を入手し、厚生労働省で集計を行った。
※ なお、記録関連運営管理機関のうち、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社については、運用の指図が行われているデータのみを取り扱う運用のため、不指図でデフォルト商品が適用されているデータと、（必ず指図させる運用をさせるケースも含め）不指図ではなく加入者から指図のあったデータとの見分けがつかないため、調査の対象から除外している。
- ・加入者数及び不指図者数については、確定拠出年金制度加入後3ヵ月が経過した加入者（SBI ベネフィット・システムズ株式会社については、初回拠出が2016年10月以前の者）のみを対象としている。
- ・運用商品提供数は、加入者が運用の指図を行う対象ごとで数えている。つまり、例えばバランス型ファンドのように、パッケージで提示されている運用商品であっても、パッケージで1本ではなく、パッケージに例えれば安定型・中立型・積極型の3本あれば、3本と数えている。

運用商品提供数と加入者行動の調査①

<運用商品提供数と不指図者の関係について（企業型年金）>

(単位:件、人)

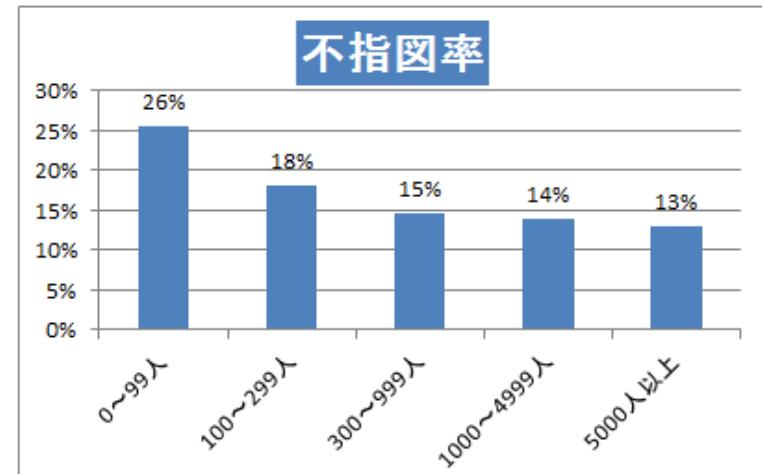
運用商品 提供数	事業主数	不指図者数	加入者数	不指図率
0~10本	1,313	48,072	255,716	19%
11~15本	3,182	94,195	556,383	17%
16~20本	2,928	103,965	762,172	14%
21~25本	1,673	62,178	490,647	13%
26~30本	697	59,434	455,019	13%
31~35本	1,548	23,665	172,385	14%
36~40本	33	8,889	32,086	28%
41~45本	33	4,938	8,257	60%
46~55本	3	1,540	3,618	43%
56本以上	4	11,387	26,188	43%
計	11,414	418,263	2,762,471	15%



<事業主規模別の不指図率について（企業型年金）>

(単位:件、人)

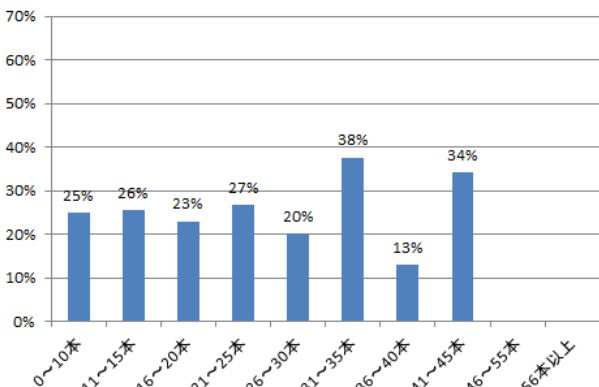
事業主規模	事業主数	不指図者数	加入者数	不指図率
0~99人	7,742	51,052	199,449	26%
100~299人	2,104	66,373	367,491	18%
300~999人	1,103	85,601	586,078	15%
1000~4999人	395	108,496	781,440	14%
5000人以上	70	106,741	828,013	13%
計	11,414	418,263	2,762,471	15%



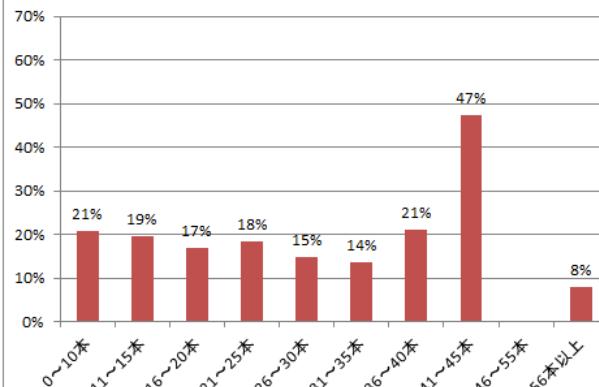
運用商品提供数と加入者行動の調査②

<事業主規模別の運用商品提供数ごとの不指図率（企業型年金）>

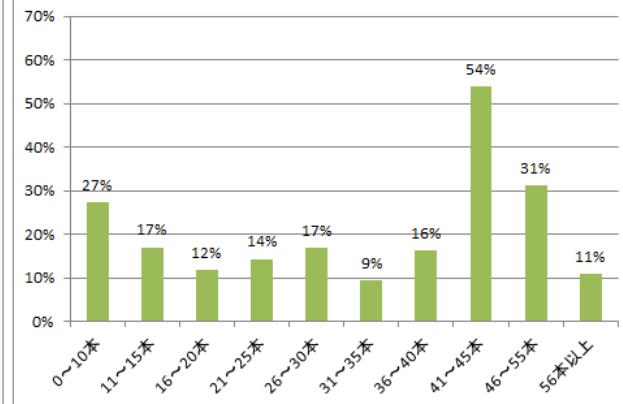
不指図率(0～99人)



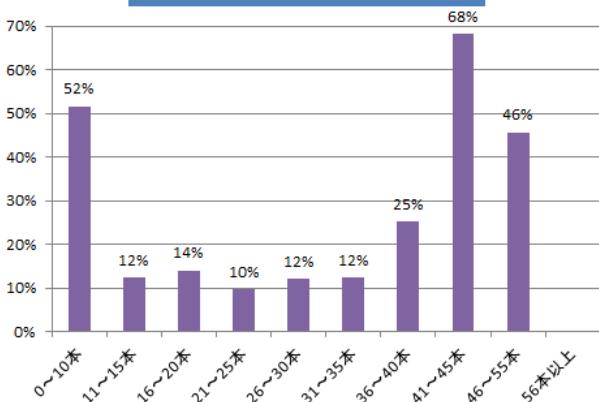
不指図率(100～299人)



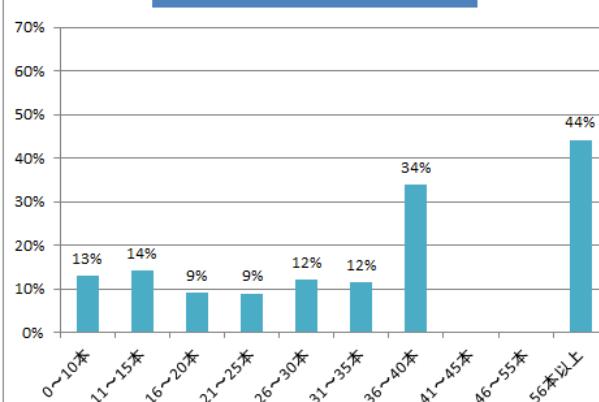
不指図率(300～999人)



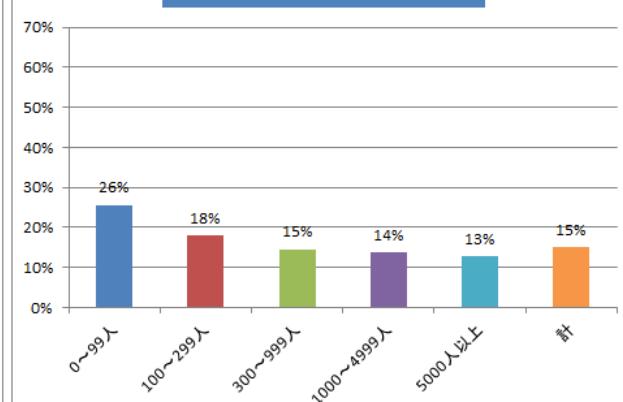
不指図率(1000～4999人)



不指図率(5000人以上)



事業主規模別不指図率



※ 空欄については、該当するデータがない。